資料１

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画実施状況について

１．教育・保育事業

・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業により、小学校就学前児童への教育・保育を提供します。
・保育所・認定こども園の新設により、平成 30 年度に保護者が就労等のために保育を必要とする児童（２号・３号認定こども）の量の見込（需要量）を定員（供給量）が上回りました。しかしながら、０～２歳児においては定員が下回った状況となっており、不足分については、既存保育所の定員見直し、地域型保育事業施設の新規開設などにより供給量の確保に努めました。
・第３期計画においては、必要見込量に対する定員が確保できる見込みではあるものの、保育士等の転職や育児休業等の取得、支援が必要なこどもへの加配保育士等の配置等により、実際の現場における保育士不足も見られることから、定員枠の確保とともに保育士の確保に努める必要があります。

単位：人

保育を必要とする児童（2 号、3 号）		0 歳	1・2 歳	3～5 歳	計	変動理由
H27 年 4 月	定員	201	558	989	1,748	認定こども園移行 保育所新設 企業主導型園新設
	必要見込量	380	780	1,001	2,161	
	事業計画値	262	693	995	1,950	
H31 年 4 月	定員	249	697	1,192	2,138	
	必要見込量	358	800	827	1,985	
	事業計画値	384	823	1,139	2,346	地域型保育所新設 企業主導型園新設
R2 年 4 月	定員	250	702	1,192	2,144	
	必要見込量	296	791	1,142	2,229	
	事業計画値	251	706	1,204	2,161	
R6 年 4 月	定員	279	777	1,161	2,217	
	必要見込量	293	833	1,101	2,227	
	事業計画値	293	833	1,204	2,330	

第３期計画		0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	計	
R7 年 4 月	定員	284	373	411	1,128	2,196	地域型保育所新設 保育所定員変更
	必要見込量	280	328	339	1,118	2,065	
	事業計画値	287	376	414	1,152	2,229	

※第１期計画が H27～H31 のため、初年度と最終年度を比較。第２期計画 R2～R6。以下同じ。
※第２期計画等における量の見込み算出等の考え方に基づき、企業主導型の地域枠のみを定員算入。
※第３期計画等における量の見込み算出等の考え方に基づき、R7 より１、２歳児を分けて算出。

２．延長保育事業

・保育所等の入所児童において、保護者の就労、通勤等のやむ得ない理由がある場合、通常の保育時間（１１時間）を超えて保育を行っています。
・全ての保育所、認定こども園、地域型保育事業において延長保育を実施しています。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数（のべ）	19,902	16,975	15,807	14,800	14,020

３．放課後児童健全育成事業

・保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。
・市で定める設備運営基準を遵守するとともに、学校施設や民間事業者等を活用するなど、ニーズに応じた質と量の確保を図ります。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数（通年）	751	720	788	838	850

４．放課後子ども教室

・各小学校区にある地区まちづくり推進センター等を活用し、全ての児童を対象に、放課後や週末等に子どもの安全・安心な居場所設け、勉強スポーツ・文化活動等の取組を実施することで、子どもたちが心豊か健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数	6,580	7,084	6,475	6,655	6,482

５．病児・病後児保育事業

・児童が病気発症中もしくは回復期で集団生活が困難であるが保護者が就労等により看病できない場合に一時的に専用施設で保育と看護を提供します。
・病気の回復期の児童を預かる病後児保育事業は令和６年度で廃止され、病気の発症中でも預かることのできる「病児保育事業」を令和７年度より実施しています。
・令和６年度は看護師不在のため病後児保育事業は休止となりました。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数（のべ）	26	31	26	0	315

６．子育て短期支援事業

・保護者が疾病等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において宿泊を伴った一時預かりをおこなう事業です。
・預かり施設は、児童養護施設（基山町洗心寮）に加え、平成２９年度より乳児院（佐賀市みどり園）、令和７年度よりファミリーホーム（基山町桜の園ホーム）も利用可能となりました。
・令和８年度より平日夜間のみの利用や休日の日中に限った利用もできるトワイライトステイ事業の実施を予定しています。

単位：人日

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数（のべ）	26	11	24	43	112

７．一時預かり事業

・保護者の就労、疾病等により一時的に家庭において保育することが困難となった児童を、保育所等において一時的（昼間）に預かる事業です。

単位：人

年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数（のべ）	幼稚園の預かり保育	34,999	26,038	27,823	28,120	32,234
	保育所の一時預かり事業	877	651	1,097	980	1,995
	計	35,876	26,689	28,920	29,100	34,229

８．地域子育て支援拠点事業

・保育所、幼稚園等を利用していない児童（おもに乳幼児）と保護者に対し、地域の身近な場所で子育て支援センターとして、交流や子育てに関する相談・援助の場を提供しています。
・未設置校区であった基里小学校区に平成２９年度に既在のセンターが移転したことにより、全小学校区に開設されました。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
児童利用者数（のべ）	14,733	16,242	16,887	16,400	14,700

９．利用者支援事業

・児童やその保護者、または妊娠している方が、妊娠・出産・子供の健康や、保育所等の地域での子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援センター、こども家庭センター、行政機関窓口などの身近な場所で、情報提供や相談・助言を行い支援する事業です。
・平成３１年度より、こども育成課において基本型の事業を開始しました。
・令和２年度より、健康増進課において母子型の事業を開始しました。
・「家庭児童相談室」と「母子健康包括支援センター」が有してきた機能を活かし、一体的な組織として全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ間目のない相談支援を実施するため、令和 7 年度に「こども家庭センター」を設置しました。

１０．ファミリー・サポート・センター事業

・育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互の援助活動を支援する事業で社会福祉協議会に委託し実施しています。
・事業の周知、会員の確保を図ります。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
利用者数（のべ）	1,676	1,640	1,213	935	1,090

１１．妊婦健康診査

・妊婦の健康の保持及び増進を図るため妊婦に対する健康診査を実施しています。
・母子健康手帳交付時に妊婦健診受診票（１４回分）を配布し、受診を奨励します。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
受診延数	7,239	6,512	6,133	6,494	6,253

１２．乳幼児家庭全戸訪問事業

・保健師及び助産師等により生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境の把握を行います。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
訪問人数	549	444	308	323	375

１３．養育支援訪問事業

・子育てに対して不安や孤立感を抱えるなど養育支援が必要な家庭を訪問し、相談・助言を行い個々の家庭が抱える養育上の不安感の軽減を図ります。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
訪問人数実数	96	98	99	171	185
訪問人数のべ数	438	582	550	665	670

１４．実費徴収に係る補足給付を行う事業

・保育所等を利用する生活保護世帯等の児童の保護者に対し、保育料以外の文房具や日用品など実費負担が伴う費用の一部を助成する事業です。

単位：人

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
補助対象児童数	0	0	0	0	0

１５．妊婦等包括支援事業

・児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

単位：人

年度	令和７年度（見込）
利用者数	1,307

※第３期計画より子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業

１６．産後ケア事業

・子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。本市においては、令和４年度から実施しており、鳥栖市に住民票がある出産後１年以内の母子を対象に、ショートステイ、デイサービス、授乳育児相談を実施しています。

単位：人

年度	令和７年度（見込）
利用者数	101

※第３期計画より子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業